

## 第5回津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成17年12月8日（木）午後1時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

津家庭裁判所別館4階大会議室

### 3 出席者

（委員）

石井洋子，太田栄子，北川利美，後藤洋子，田中憲子，棚橋尉行，中條隆二  
中野仁，前原捷一郎，山本哲一，山本藤雄（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

#### （1）開会の言葉

#### （2）所長あいさつ

#### （3）委員紹介

#### （4）前回の要望に対する検討結果

家事事件における事件種別ごとの弁護士関与割合及び平均審理期間については，要望に沿った区分によるデータがないため，ホームページには掲載しない旨説明した。

#### （5）手続説明用ビデオ上映

#### （6）首席書記官による説明

少年事件の傾向等について説明した（資料は末尾に掲載）。

#### （7）首席家裁調査官による説明

少年の保護的措置（非行少年に対する審判手続中に，家庭裁判所が主体となって行っている教育的措置）について説明した。

#### （8）意見交換

今回のテーマである「少年に対する保護的措置の在り方について」の意見交換の要旨は，別紙のとおり

#### （9）裁判員制度について概略説明

裁判所から、裁判員制度について説明を行った。

(10) 次回の意見交換のテーマについて

裁判所からの情報発信の在り方について

(11) 次回開催日 平成18年5月25日(木) 午後1時15分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 少年審判手続ビデオを見て、少年審判における家裁調査官の仕事がとても大事な仕事だと感じた。家裁調査官の少年への対応が、その少年の今後に強く影響するのだと感じた。ただ、少年の両親が、さきほど見たビデオのような両親ではなく、非協力な両親であった場合の対応は、どうするのかということも感じた。
- 保護的措置を実施した少年の再非行率は、どれくらいなのか。
- 正確な数値については、明らかではないが、平成17年1月から9月までに実施した海岸清掃活動に参加した少年54人中、再度、津家庭裁判所に事件が係属した事例は、今のところない。
- 少年に対する保護的措置について、裁判所は、もっと事業主に依頼するための活動を積極的に行うべきだと感じた。例えば、商工会議所に保護的措置を受け入れてくれる事業所の照会を行うとかしてもよいのではないか。そういうことをして、一般の人々に、家庭裁判所が少年に対する保護的措置を行っていることを理解してもらうようにする必要があると思われる。
- 現在は、昔とは違い、地域的な連携がなくなっている。少年が非行を行う前に、地域、学校、家庭でできることはいっぱいある。地域の教育力を高める必要があるし、日常の取組みが大切である。例えば、少年がたばこを吸ったり、路上にゴミを捨てたりした際、大人は何も注意しないが、これはおかしいのであって、注意したりするのが当たり前の社会でなければならない。大人もそうだが、最近、公德心が欠けている。
- 保護的措置の方法の一つとして、少年が他の人と接するような方法も有効ではないか。非行を行う少年は、基本的に、人に対する気持ちが薄い。例えば、老人ホームでのボランティアを通じて、人の話を聞いたり、清掃を行うなどして、人の気持ちに接することが大切だ。
- 社会復帰した少年に対しては、その地域社会で見守ることが非常に大事なことだ。そのためには、少年の立ち直りが大切だということを家庭裁判所が情報発信することである。そうすることで、地域社会での協力がたくさん得られる

と思われる。

- 家庭環境の悪い場合、例えば、ただ一人の保護者が薬物中毒であるような場合、その非行少年がその家庭において更生することは非常に難しい。周りの人間が、そのような少年を更生するよう努力してもなかなかできない。また、そのような少年が学校にいただけで、その学校も危なくなる。そのような場合、少年の処遇は、少年院しかない。
- 少年院では、非行少年達の一番嫌いな隊列行動等の団体行動を少年達にさせている。少年達は、早く出たいと考え、いやいややっていると思われるが、そのような団体行動により更生する少年もいる。しかし、少年院を出た少年を、社会で救うのは難しい。そのような場合、NPO法人等が行っているボランティア活動などにより、周りから、そのような少年を救う環境を作っていくことが大事である。個人的には、少年院と学校の間をなす施設があればと考えている。少年鑑別所は、4週間で出てくるが、その間、少年鑑別所の指導者において、少年に対しての指導が行われ、いろいろなことを少年に気づかせてくれている。そのようなことをしてもらえるのは、ありがたいことである。
- 少年鑑別所には、少年教育機能があり、少年の中には、少年鑑別所の段階で更生する少年もいる。また、ボランティア活動の話が出たが、ボランティアによる少年の更生ということに対しても期待を持っている。
- 大学生で作っているBBSというボランティア団体があり、そこでは、不登校児に対し、兄や姉のように接して立ち直らせるような取組みを行っている。ただ、ボランティア要請の中には、こんなことまで頼んでくるのかというようなものもある。学生ボランティアの活動は、内容が限られており、責任を負うような仕事を学生にさせることは難しい。
- 学校の先生は、いわゆる悪い子と呼ばれている生徒と接することにより、その生徒の気持ちを理解することができるはずである。そうすることにより、そのような生徒を指導することができる。また、先生が、学生のとくに、学生ボランティアで少年の健全育成を経験することも必要ではないかと思う。学校に足りないのは、悪いことが起こってからでしかオープンにしないということで、その前の段階での学校における生徒指導に、社会的支援を活用することが必要

である。例えば、クラブ活動の指導者を外部から招くということもできるはずである。

- 家庭裁判所委員会は、外部評価機関だと理解しており、外部の人間が裁判所組織に対して、問題を提起し、今後の裁判所の方向性などを議論していくものだと思っている。

少年の更生というものは非常に難しい。私の見聞した経験に照らして考えるに、一般社会で非行少年を更生させるには、周囲の環境がよほどしっかりしていなければならない。そのためには、ボランティアやNPO法人を育成する必要がある。また、裁判所としてもそのための情報発信をし、国民の視野を広げなければならない。裁判所は犯罪防止、少年非行防止につながる情報をどこまで公開できるかということを追求してもらいたい。

- 情報発信は、個人のプライバシーや少年事件の非公開の観点から難しい問題もある。また、本委員会は、各界からの委員に来てもらい運営しており、委員には、国民的視野に基づいた意見を出してもらい、家庭裁判所の運営に活かしている。

- 情報公開は、世の中の流れである。個人のプライバシーや少年事件の非公開の問題についても、司法というものが国民の財産として、国民のためにどう生かすかということを考えて検討すべきである。現在、犯罪被害者は、少年事件記録を閲覧できるが、社会記録については公開されていない。社会記録をどうやって開示していくのか今後検討されたい。

- 家庭によっては、子どもをうまく育てることのできない親もいる。そのような環境に子どもがいること自体が危ない場合、社会に頼らざるを得ない。その受け皿をどこに求めるのか、それが、地域社会である。少年の補導委託先として、在宅支援施設が必要であり、また、少年がその施設でどうやって更生していけるのかを考えるのが裁判所である。

- 津家庭裁判所における保護的措置の手応えは、どうだったか。また、新たな保護的措置として、どのようなことを検討しているか。

- 少年が人と接することにより保護的措置の効果が上がるとの指摘については、実感としてある。家裁調査官面接で、反省文を書かせるだけでは効果がない少

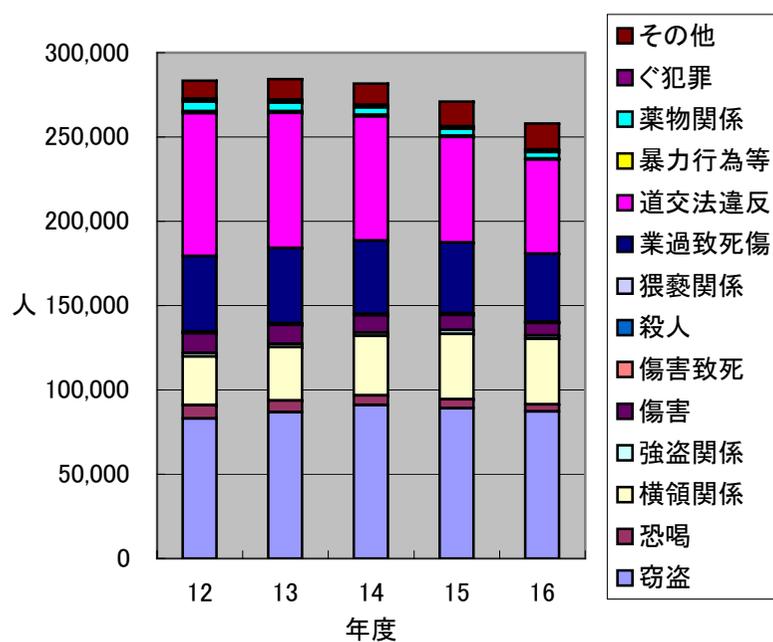
年もいる。また、講習形式の一方通行的な保護的措置では、一定の効果しか得られないが、それに適した少年に対して行っている。今後は、講習の中に、少年をグループ分けし、グループで検討させることを考えている。そのほかに、体験学習型の保護的措置もある。老人ホームにおけるボランティアは、10年くらい前から取り組まれており、少年が人から感謝されたりして、思いのほか、少年への影響が大きいし、効果もあるということで、全国の家庭裁判所に広がっている。また、乳幼児施設や知的障害者施設でのボランティアも効果があると報告されている。津家庭裁判所では、そのような協力をしてくれる施設をどのように開拓していくのかを検討していきたい。

- 少年に対する保護的措置は、一定の効果があれば良しとしなければならない。少年が改心したのかどうかという本当のことを知るのは、無理がある。
- 三重県内の調停委員が主となって構成されている少年友の会では、少年が老人ホームへボランティアに行く際、同行している。少年友の会では、少年に対し、実生活に結びつくような話しかけをしたりして、少年が何かを得てくれればと考え、活動を行っている。
- 民生委員は、主として、小さい子どもに関わる場合が多い。非行を行った少年に関わることは余りない。小さい子どもに対する母親の子育て環境は、以前と比べ、心配になってきている。そのような中、民生委員として、どうしていけば良いのか苦慮している。自分の子どもを抱きしめられない母親に対し、何らかのきっかけが与えられればと思い、活動している。そういうことが、将来の少年非行の防止につながっているのではと感じている。親と少年の心がつながらないことに対し、少しでも良い方向にさせるため、裁判所も活動していると思う。

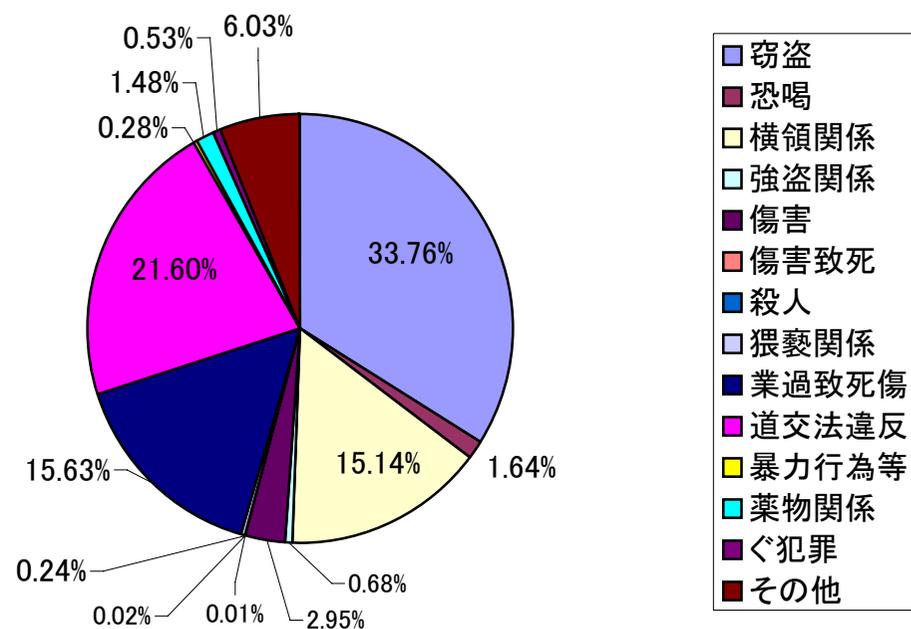
# 1 少年保護事件の非行別新受人員(全国)

年度	総数	窃盗	恐喝	横領関係	強盗関係	傷害	傷害致死	殺人	猥褻関係	業過致死傷	道交法違反	暴力行為等	薬物関係	ぐ犯罪	その他
12	283,389	82,978	8,127	28,804	2,029	11,677	123	81	795	44,861	84,643	1,190	5,737	1,633	10,711
		29.28%	2.87%	10.16%	0.72%	4.12%	0.04%	0.03%	0.28%	15.83%	29.87%	0.42%	2.02%	0.58%	3.78%
13	284,336	86,756	7,005	31,576	1,969	11,257	87	84	695	44,685	80,282	961	5,153	1,558	12,268
		30.51%	2.46%	11.11%	0.69%	3.96%	0.03%	0.03%	0.24%	15.72%	28.23%	0.34%	1.81%	0.55%	4.31%
14	281,638	91,019	5,761	35,212	1,926	10,367	74	73	617	43,577	73,562	916	4,478	1,538	12,518
		32.32%	2.05%	12.50%	0.68%	3.68%	0.03%	0.03%	0.22%	15.47%	26.12%	0.33%	1.59%	0.55%	4.44%
15	270,954	89,182	5,286	38,833	2,145	9,051	81	58	723	42,017	62,673	777	4,131	1,405	14,592
		32.91%	1.95%	14.33%	0.79%	3.34%	0.03%	0.02%	0.27%	15.51%	23.13%	0.29%	1.52%	0.52%	5.39%
16	258,040	87,124	4,242	39,056	1,749	7,611	31	61	612	40,321	55,748	735	3,809	1,371	15,570
		33.76%	1.64%	15.14%	0.68%	2.95%	0.01%	0.02%	0.24%	15.63%	21.60%	0.28%	1.48%	0.53%	6.03%

少年保護事件の非行別新受人員(全国)



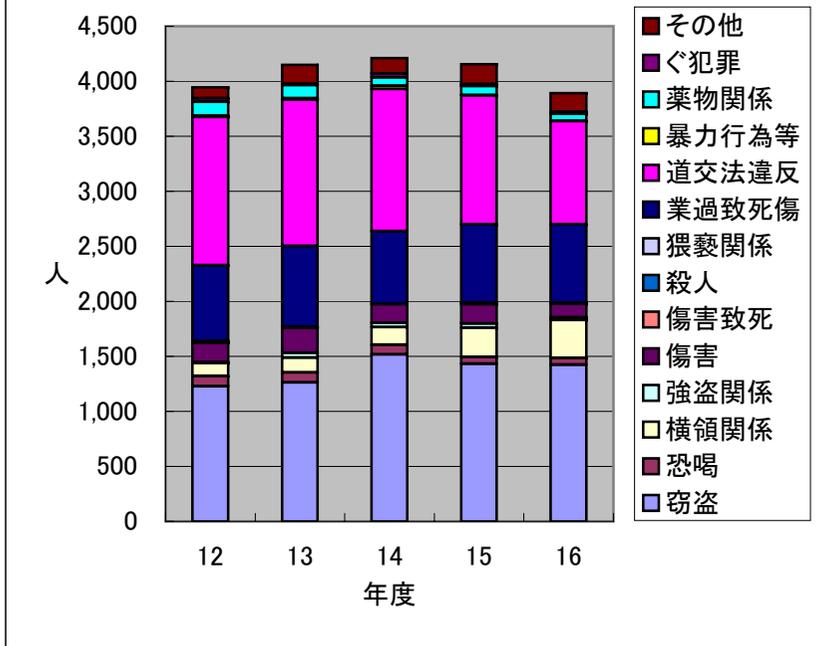
平成16年度非行別新受人員(割合)(全国)



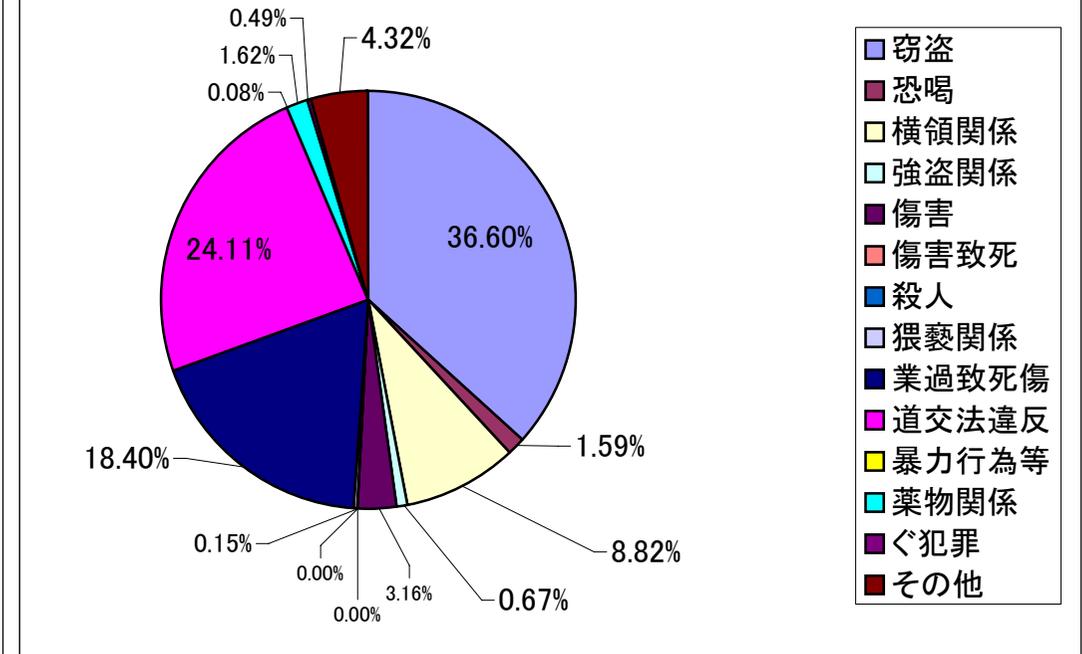
## 2 少年保護事件の非行別新受人員(津家裁)

年度	総数	窃盗	恐喝	横領関係	強盗関係	傷害	傷害致死	殺人	猥褻関係	業過致死傷	道交法違反	暴力行為等	薬物関係	ぐ犯罪	その他
12	3,945	1,228	93	119	8	176	0	1	15	687	1,349	12	125	31	101
		31.13%	2.36%	3.02%	0.20%	4.46%	0.00%	0.03%	0.38%	17.41%	34.20%	0.30%	3.17%	0.79%	2.56%
13	4,150	1,262	92	133	46	226	0	0	11	732	1,331	13	120	11	173
		30.41%	2.22%	3.20%	1.11%	5.45%	0.00%	0.00%	0.27%	17.64%	32.07%	0.31%	2.89%	0.27%	4.17%
14	4,211	1,519	87	161	36	170	2	1	1	659	1,294	28	76	35	142
		36.07%	2.07%	3.82%	0.85%	4.04%	0.05%	0.02%	0.02%	15.65%	30.73%	0.66%	1.80%	0.83%	3.37%
15	4,154	1,433	60	266	39	177	0	0	12	713	1,172	1	83	18	180
		34.50%	1.44%	6.40%	0.94%	4.26%	0.00%	0.00%	0.29%	17.16%	28.21%	0.02%	2.00%	0.43%	4.33%
16	3,891	1,424	62	343	26	123	0	0	6	716	938	3	63	19	168
		36.60%	1.59%	8.82%	0.67%	3.16%	0.00%	0.00%	0.15%	18.40%	24.11%	0.08%	1.62%	0.49%	4.32%

少年保護事件の非行別新受人員(津家裁)

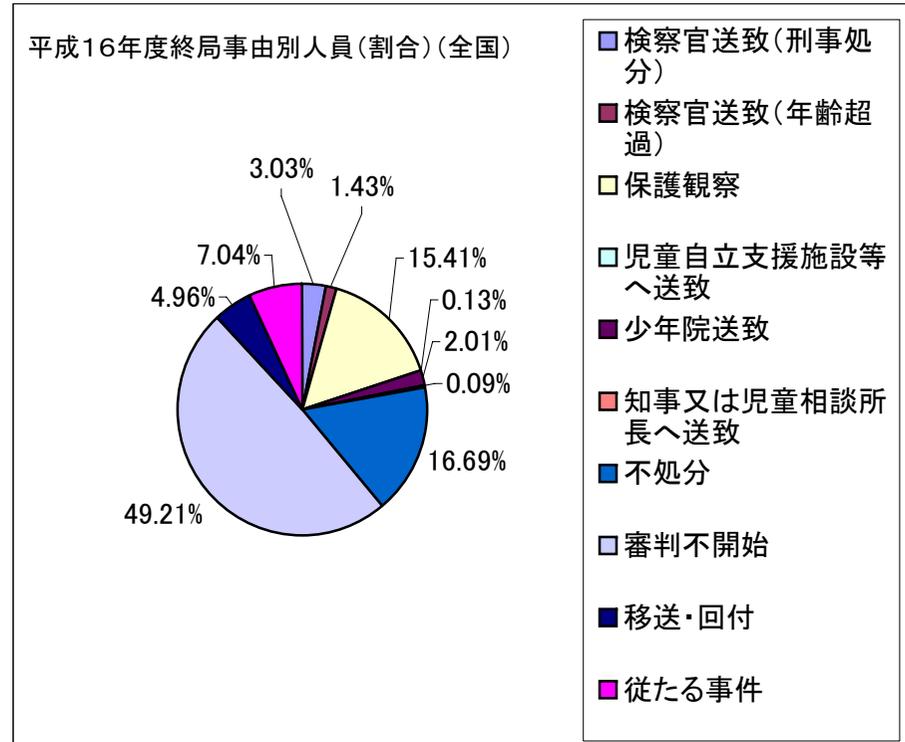
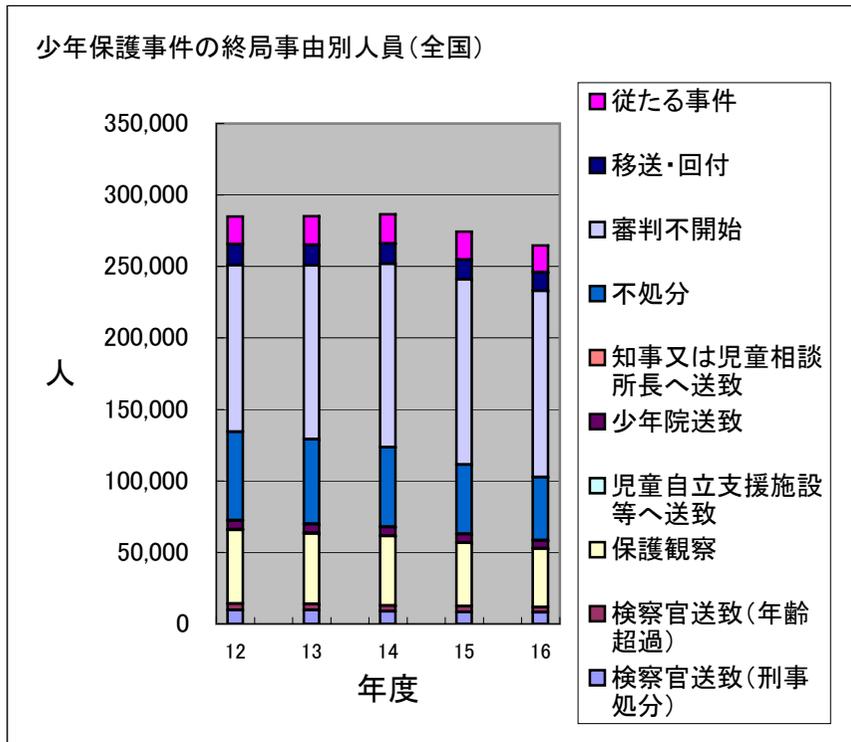


平成16年度非行別新受人員(割合)(津家裁)



### 3 少年保護事件の終局事由別人員(全国)

年度	総数	検察官送致 (刑事処分)	検察官送致 (年齢超過)	保護観察	児童自立支援 施設等へ送致	少年院送致	知事又は児童相 談所長へ送致	不処分	審判不開始	移送・回付	従たる事件
12	284,998	9,665	4,407	51,635	380	6,161	193	61,908	116,513	14,650	19,486
		3.39%	1.55%	18.12%	0.13%	2.16%	0.07%	21.72%	40.88%	5.14%	6.84%
13	285,094	9,668	4,191	49,481	372	6,053	144	59,307	121,603	14,390	19,885
		3.39%	1.47%	17.36%	0.13%	2.12%	0.05%	20.80%	42.65%	5.05%	6.97%
14	286,504	8,815	3,981	48,568	336	5,979	183	55,635	128,378	14,101	20,528
		3.08%	1.39%	16.95%	0.12%	2.09%	0.06%	19.42%	44.81%	4.92%	7.16%
15	274,299	8,419	3,876	44,390	355	5,842	178	48,434	129,469	13,788	19,548
		3.07%	1.41%	16.18%	0.13%	2.13%	0.06%	17.66%	47.20%	5.03%	7.13%
16	264,700	8,019	3,781	40,789	344	5,310	241	44,188	130,264	13,129	18,635
		3.03%	1.43%	15.41%	0.13%	2.01%	0.09%	16.69%	49.21%	4.96%	7.04%



#### 4 少年保護事件の終局事由別人員(津家裁)

年度	総数	検察官送致 (刑事処分)	検察官送致 (年齢超過)	保護観察	児童自立支援 施設等へ送致	少年院送致	知事又は児童相 談所長へ送致	不処分	審判不開始	移送・回付	従たる事件
12	4,168	157	75	919	3	104	2	832	1,564	156	356
		3.77%	1.80%	22.05%	0.07%	2.50%	0.05%	19.96%	37.52%	3.74%	8.54%
13	4,061	187	84	958	3	117	1	749	1,365	154	443
		4.60%	2.07%	23.59%	0.07%	2.88%	0.02%	18.44%	33.61%	3.79%	10.91%
14	4,427	214	76	986	6	120	0	787	1,674	147	417
		4.83%	1.72%	22.27%	0.14%	2.71%	0.00%	17.78%	37.81%	3.32%	9.42%
15	4,242	251	82	855	6	124	2	765	1,600	172	385
		5.92%	1.93%	20.16%	0.14%	2.92%	0.05%	18.03%	37.72%	4.05%	9.08%
16	3,952	239	43	692	5	98	4	710	1,715	145	301
		6.05%	1.09%	17.51%	0.13%	2.48%	0.10%	17.97%	43.40%	3.67%	7.62%

